

過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効後の経過措置を定める規則をここに公布する。

令和三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第四十九号

過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例の失効後の経過措置を定める規則

（目的）

第一条 この規則は、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成十二年広島県条例第三十一号。以下「条例」という。）附則第三項の規定により、条例の失効後の経過措置を定めることを目的とする。

（条例失効後の経過措置）

第二条 令和三年三月三十一日以前に、条例第一条に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）内において、同条に規定する特別償却設備を新設し、若しくは増設した者又は過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行つた個人に係る県税の課税免除については、条例は、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。